

松伏町技能労務職等の給与等見直しに向けた取組方針

1 策定の目的

地方自治体の技能労務職員等の給与については、民間事業の同じ職種の従業員に比べて、その職務の性格や内容が類似しているにもかかわらず、給与水準が高いとの指摘がされているところです。今後も厳しい財政状況が続くと見込まれる中、技能労務職の給与等について総合的な点検を実施し、適正な給与制度の確立と運用を行うことが必要であり、この取組方針を策定しました。

2 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢

単位：百円

職 種	松 伏 町			民 間			備 考
	人数	平均年齢	平均給与	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与	
調理師	2人	50.8歳	4,269	調理士	41.2歳	2,675	民間データは、埼玉県平均値を使用
用務員	5人	55.5歳	3,927	用務員	53.9歳	2,272	民間データは、全国平均値を使用
運転手	2人	57.0歳	4,276	自家用乗用車運転手	54.6歳	2,968	民間データは、埼玉県平均値を使用
その他	1人	*****	*****	—————	—————	—————	
計	10人	55.1歳	4,061				

※松伏町のデータは、平成19年4月1日現在のものです。

※民間のデータは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（平成16年から平成18年の3ヵ年平均）を使用しています。

※平均給与とは、基本給のほか、扶養・住居・通勤・時間外勤務・特殊勤務等の手当額の合計となります。

※松伏町のデータのうち、職種における職員数が1名の場合は、平均年齢、平均給与を掲載していません。

(2) 職種ごとの年齢別の人数

単位：人

	調理師	用務員	運転手	その他	計
～43歳	0	0	0	0	0
44～47歳	1	0	0	0	1
48～51歳	0	2	0	0	2
52～55歳	1	1	1	0	3
56～59歳	0	0	1	1	2
60歳以上	0	2	0	0	2
計	2	5	2	1	10

(3) その他技能労務職の給与に関する事項

①給料表

技能労務職給料表（国公の行政職給料表（一）の合成表）の1級制を採用しています。

②手当

扶養手当・地域手当・住居手当・通勤手当・特殊勤務手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・期末勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。

③昇給基準

昇給基準については、次表のとおりです。また、昇給月を毎年1月と定め、職員の勤務成績に応じて昇給を実施しています。

昇給号給数表

昇給区分		A 極めて 良好	B 特に良 好	C 良好	D やや良好 でない	E 良好 でない
平成23年1月2日から	55歳未満	8以上	6	4	2	0
	55歳超	4以上	3	2	1	0
平成20年1月2日から 平成22年1月1日まで	55歳未満	7以上	5	3	1	0
	55歳超	3以上	2	1	0	0

※平成22年1月昇給期までは昇給抑制措置（△1号給）を実施しています。

3 基本的な考え方

松伏町定員適正化計画によって、職員の定員管理は厳しく管理されているところであり、技能労務職員については退職者不補充とし、新規採用を行わないこととしています。

職員の退職や病気休暇、休職等により欠員が生じた場合は、臨時職員等の雇用や民間への委託により対応します。

4 具体的な取組内容

技能労務職員の職種については、これまでも度重なる見直しを行ってきており、平成19年4月1日現在、10名の技能労務職員が在籍しています。見直し内容は、電話交換手業務の廃止、工務員、交通指導員及び守衛業務の民間委託等です。

技能労務職に関する特殊勤務手当については、見直しによる廃止を行い、現在は技能労務職にのみ適用される特殊勤務手当はありません。

平成19年4月1日には、国の給与構造見直しに伴い、当町の給与制度の見直しを行い、技能労務職員平均で12.2%の給料引下げを行いました。

今後も引き続き、以下の項目について取り組んでいきます。

①定員について

業務の見直しによる定員の削減を推進していきます。業務については、民間委託、

廃止、臨時職員による対応を検討します。

②給与について

現在の給料表を国の行政職給料表（二）に準拠したものにするための改正作業を行っていきます。また、人事院勧告等の動向を見ながら給料表の改正があった場合は同様の改正を行います。

③昇給について

技能労務職に限らず、一般事務職についても現在の勤務評定制度から新たに人事評価制度の導入を検討しています。制度の導入によって、目標管理、勤務実績、勤務評価による昇給制度の確立を目指します。

5 その他

事務事業の見直しを行う中で、委託できる業務に関しては民間委託を推進し、退職者不補充、新規採用者を雇用しない方針に沿っていくと、今後下記の表のように技能労務職員の職員数は推移していきます。

年度別定年退職者数

年 度	定年退職者	在職者数	定年退職者内訳
平成19年度	1	8	運転手1名（用務員1名が平成19年度中に退職）
平成20年度	2	6	用務員1名 環境指導員1名
平成21年度	1	5	用務員1名
平成22年度	0	5	
平成23年度	0	5	
平成24年度	1	4	運転手1名
平成25年度	0	4	
平成26年度	0	4	
平成27年度	1	3	調理師1名
平成28年度	0	3	
平成29年度	0	3	
平成30年度以降	3	——	用務員2名 調理師1名